

新型コロナウイルス感染症に対応した輪島市立小中学校再開ガイドライン (R2. 5. 29)

国のガイドラインを踏まえた チェックリスト	学校の対応
①児童生徒等及び教職員の検温、風邪症状の有無等について、確認を行う準備ができていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員は登校・出勤前に自宅で検温する。 ・<u>微熱でも風邪の症状がある場合は、登校・出勤しない。</u> ・児童生徒は登校時に玄関前で、発熱や風邪の症状がないことを示す表を提出し、教職員がそれを確認する。(忘れた生徒は玄関前で非接触型の検温計で測定) (学校によっては全員測定も可) ・発熱がある児童生徒は保護者に連絡したうえで、帰宅させる。 ・教職員は、出勤後、発熱や風邪の症状がないことを管理職に報告する。(健康観察表の提出でも可) ※登校しない児童生徒は出席停止または忌引き等扱い、出勤しない教職員は特別休暇扱いとする。 ※出停、忌引き等は今までの通り
②手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい手洗いの仕方、咳エチケットについて、始業日に児童生徒に指導した上で、手洗い場にポスターを掲示し、徹底を図る。 ・登校後・トイレ使用后・休み時間後・食事の前等に手洗いするよう児童生徒に指導する。 ・スクールバスには、マスクをつけて乗車させ、乗車中はなるべく話さないように指導する。
③学校医、学校薬剤師等と連携した健康管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の対応案を学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。 ・毎日の清掃を通常より丁寧に行うとともに、ドアや窓の取っ手、階段の手すり等、多くの生徒が触れるところは、1日1回以上消毒液を用いて消毒する。
④抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけることについて、児童生徒に指導し、保護者にも一斉配信メールや文書等で周知する。
⑤3つの条件(換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒机の距離を1mを目安に離す。(可能な限り最大限離す) ・外側の窓については開放時刻を教室に明記し換気する。(1時間に1回以上) ・グループワーク、ペアワーク、その他の至近距離で向き合って発声する活動を行う場合はマスクの着用など感染予防対策を行い実施する。 ・児童生徒及び教職員は、マスクを着用する。ただし熱中症予防に努め、必要により着脱できるように指導する。 ・体育の授業では当分の間、ペアで行うストレッチやトレーニング等密着する時間をできるだけ少なくする。更衣については、男子は教室、女子は複数の更衣室を使用するなどの工夫をして、狭い空間に生徒が密集することを避ける。
⑥臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策を検討しましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>夏季休業の短縮で対応する。</u>
⑦学校給食等の実施にあたり、感染防止の工夫を行いましたか？給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・給食当番のマスク着用、すべての児童生徒の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等による消毒を行う。 ・机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
⑧部活動の実施にあたり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止の対応を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問が活動前、活動中の健康観察など健康管理を徹底する。 ・屋内の活動については、こまめな換気と清掃を行う。 ・水分補給器やタオルを共用しないよう指導を徹底する。 ・部室等は更衣のみ交代で使用するなど、できるだけ狭い空間の在室をさける。 ・当分の間、ペアで行うストレッチやトレーニング等密着する時間をできるだけ少なくする。 ・当分の間、合同練習、対外試合(練習試合含む)は禁止する。
⑨特別支援学級の児童生徒を指導するに当たっては十分な配慮をしましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童生徒は、主治医や学校医と相談のうえ適切な配慮を行う。 ・このガイドラインに示された対応について、繰り返し丁寧に指導する。
⑩児童生徒等に対する心のケアの体制はできていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・学級指導等で、担任等が児童生徒に感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別は許されないこと、また、心配や不安がある場合には、相談室の先生等に相談することを指導する。 ・スクールカウンセラー等との連携体制を改めて確認しておく。

※以上のほか、学校の実情や施設の状況に応じて適切に必要な対応を行うよう指示する。